二十四号に定める液化天然ガススタンド又はコンビナート等保安規則第二条第一項第十五号に定める圧縮天然ガススタンド若しくは同項第十五号の二に定める液化天然ガススタンドをいう。）である製造施設	
八　［略］	八　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、平成三十年四月三十日から施行する。

○経済産業省告示第五十号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を実施するため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件の一部を改正する告示

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件（平成二十九年経済産業省告示第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第一条　［略］	**第一条**　［略］
2　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	2　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一～七　［略］	一～七　［略］
八　運転開始期限日　次に掲げる再生可能エネルギー発電設備の種類ごとに、法第九条第三項の認定を受けた日（みなし認定事業者にあっては、当該認定を受けたものとみなされる日）から起算して、それぞれ次に掲げる期間を経過する日をいう。	八　運転開始期限日　法第九条第三項の認定を受けた日（みなし認定事業者にあっては、当該認定を受けたものとみなされる日）から起算して三年を経過する日をいう。
イ　太陽光発電設備　三年	［新設］
ロ　風力発電設備　四年（当該認定の申請の際現に当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について環境影響評価（環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第一項に規定する環境影響評価をいう。ニにおいて同じ。）を行っていた場合にあっては、八年）	［新設］
ハ　水力発電設備　七年（当該設備が特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項に規定する多目的ダムに設置されるものである場合であって、当該認定を受けた日以降に国土交通大臣又は当該多目的ダムを管理する都道府県知事が当該多目的ダムの建設に係る計画の実施を延期したときは、当該延期された期間を加えた期間）	［新設］
ニ　地熱発電設備　四年（当該認定の申請の際現に当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について環境影響評価を行っていた場合にあっては、八年）	［新設］
ホ　バイオマス発電設備　四年	［新設］
九・十　［略］	九・十　［略］
十一　浮体式洋上風力発電設備　洋上風力発電設備であって、当該設備に係る風車を支持する工作物が船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定の適用を受ける船舶に該当するものをいう。	［新設］